

栗石町ユニバーサルデザイン

基本計画

Ⅲ 雫石町ユニバーサルデザイン基本計画

1 雫石町ユニバーサルデザイン基本計画の方針

(1) 基本計画の方針

雫石町には性別、年齢、能力、国籍など、さまざまな違いのある人々がおり、みんなが快適に過ごせるユニバーサルデザインのまちづくりを進めるためには、町民一人ひとりが「人を思いやり助け合う気持ち」を持つことが欠かせません。

周囲への気配り・心遣いといった人の心や意識にユニバーサルデザインの考え方を根づかせることは、行政のみの取り組みで成し得ることは不可能であり、住民一人ひとりが取り組んでいくことが必要になります。

この基本計画では、基本理念である「思いやりと優しさのまち雫石」を実現させ、みんなが快適に過ごせるまちになることを目指し、基本方針に掲げる

- 1、すべての人にユニバーサルデザインの心を育みます
- 2、すべての人が参加しやすい社会をつくります
- 3、すべての人が快適に暮らせるまちづくりを進めます
- 4、すべての人がわかりやすい情報づくりを進めます

の4つの視点から、現状と課題を整理し取り組むべき方向を明らかにするとともに、今後推進する主な事業を定めるものとします。

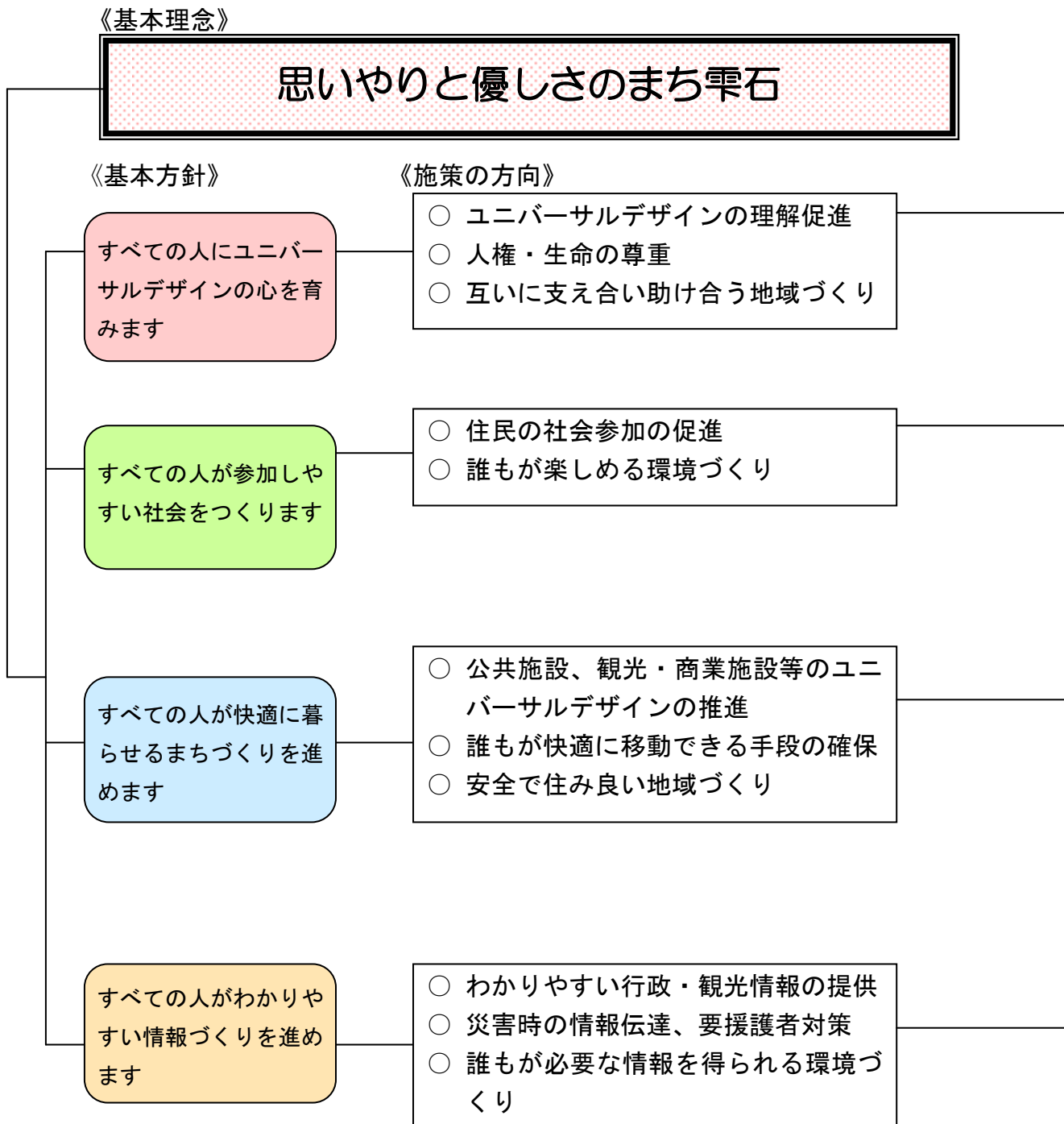
(2) 基本計画の期間

基本計画の期間は、平成25年度（2013年）を基準年とし、平成26年度（2014年）から平成28年度（2016年）までの3ヵ年とします。

この基本計画は、上位計画の見直し、社会経済の変化や地域の実情を把握し、必要に応じて見直しをしていきます。

(3) 推進施策の体系

基本構想に掲げる基本理念と基本方針実現のため、次のような施策を展開していきます。



《取組方針》

ユニバーサルデザインの考え方を理解し意識付ける取り組みを行います

性別、年齢、能力の違いといった一人ひとりの個性を認める住民意識を醸成します

お互いを思いやる心を育み地域で助け合う心を育みます

住民が社会参加しやすい環境をつくり安心して生活できる体制を整えます

心の豊かさと生活の潤いをもたらすことができる環境を整えます

ユニバーサルデザインに配慮した既存施設の改善及び新しい施設整備を行います

誰もが快適に移動できるよう交通手段のユニバーサルデザイン化を行います

誰もが安全・安心に暮らせる町をつくります

誰にでもわかりやすく必要とされる情報を提供します

災害時に誰もが安全に過ごせるよう備えます

正しい情報を得られる環境をつくりトラブルの防止や早期解決に努めます

2 雫石町ユニバーサルデザイン基本計画

基本方針1

すべての人にユニバーサルデザインの心を育みます

1-1 ユニバーサルデザインの理解促進

(1) 現状と課題

ユニバーサルデザインを推進するためには、町民一人ひとりがその考え方を理解し、意識して行動することが必要となってきます。町では平成20年3月に「町ユニバーサルデザイン計画」を策定し職員や住民へのユニバーサルデザインの普及に取り組んでおり、なかでも小学生対象の普及活動では年々成果を上げているところであります。しかし、年齢が上がるにつれ「バリアフリー」という言葉や考え方については、ある程度住民に対して認知されていると考えられますが、「ユニバーサルデザイン」という言葉は耳にしたことがあっても、その考え方については十分に理解されていないと考えられます。

町民一人ひとりがユニバーサルデザインの考え方を理解し、思いやりの心を持ち、できるだけ多くの方が快適に過ごせるよう心のユニバーサルデザインを進める必要があります。

(2) 取組方針

ユニバーサルデザインの考え方を理解し意識付ける取り組みを行います

① ユニバーサルデザインの考え方の周知及び理解促進

- ・住民に対し講座やイベントにより、ユニバーサルデザインの考え方の周知及び理解促進を図ります。

- ・ 小、中学校で児童生徒に対しユニバーサルデザインの学習を行い、すべての人を思いやる温かい心を育むことに取り組みます。
- ・ 町職員等のUDに関する知識の向上と事業への反映に取り組みます。
- ・ 町内の企業、NPO、各種団体等へのユニバーサルデザインに関する情報提供や研修会を行い、ユニバーサルデザインの取り組みを支援します。

② もてなしの心あふれるまちづくり

- ・ 観光施設や宿泊施設、交通機関、商店等で、お客様を温かく迎え入れるもてなしの心を醸成し、もてなしの技術の格差を解消する取り組みを進めます。

(3) 主な推進事業

事業 (何を)	目的 (何のために)	手段 (どのように)	目標値 (H26~28) (いつ・どれだけ)
UD周知	UDとはなにか知ってもらおう	広報、HP掲載 イベントでのUD周知活動	・広報掲載 ・HP掲載(随時更新) ・いきいき福祉まつり等イベントでの周知
UD講座	住民のUDの理解促進	UD講座の開催	・UD講座の開催 年3回 ・自治会、各種団体等での出前講座開催
小中学生UD学習	児童生徒のUD意識の醸成	小中学校でのUD学習	・UD学習の開催 年2回 ・各校でのUD学習検討依頼
UD取り組み支援	各種組織等でUDに取り組んでもらう	町内の企業、NPO、各種団体等への情報提供や活動支援	・研修会 年1回 ・情報提供・助言等 随時
町職員等UD勉強会	町職員等のUDに関する知識向上と事業への反映	職員及びUD推進会議員を対象としたUD勉強会	H26 ・職員勉強会 1回 ・UD推進会議委員勉強会 1回 (以降必要に応じ実施)
UD推進会議	UDの推進	住民、各団体代表者等によるUD推進事業の検討	UD推進会議開催 年2回
もてなしの心・サービス向上研修	観光施設や宿泊施設、交通機関、商店等でお客様をもてなしの心で迎え入れる	観光施設等を対象とした接遇に関する講習会	講習会 年3回
住民意識調査	住民意識・理解度の把握	町民意識調査 町政モニター・インターネットモニターアンケート	H27 町民意識調査(UDの設問実施)

1-2 人権・生命の尊重

(1) 現状と課題

町では心豊かに暮らせる健やかでやすらぎあるまちを目指し、教育の充実やすべての人が生活・活動しやすい環境整備に取り組んでいますが、社会問題となっているいじめや非行の低年齢化、児童虐待やDVなどの暴力が本町においても少ないながら発生していたり、自殺する人がなくなりません。また、障がいのある人や外国人など様々な違いを持った人が生活しています。

町民一人ひとりが快適に過ごせるまちづくりを進めるため、一人ひとりがかけがえのない大切な存在であることを認識できるよう人権・生命の尊重について取り組んでいく必要があります。

(2) 取組方針

性別、年齢、能力の違いといった一人ひとりの個性を認める住民意識を醸成します

① 個性を認める社会づくり

- ・障がい者や高齢者、外国人などへの差別・偏見の意識を持たないよう幼少期からふれあい・交流の機会をつくることで、正しい理解や認識を深め、思いやりの心を育みます。
- ・性別、年齢、能力の違いなどにより不当な扱いを受けることのないよう人権についての啓発活動を行います。

② 生命の尊重

- ・一人ひとりがかけがえのない大切な存在であることを認識できるよう、教育の充実や知識の啓発を行います。
- ・児童生徒、保護者への協力相談、助言等の支援体制を充実し、いじめや問題行動の未然防止や心の問題のケアに努めます。

(3) 主な推進事業

事業 (何を)	目的 (何のために)	手段 (どのように)	目標値 (H26~28) (いつ・どれだけ)
障がい者や高齢者との交流	障がい者や高齢者への正しい理解や認識を深める	学校及び保育所とサービス事業所等との交流	<ul style="list-style-type: none"> 福祉協力校実践数 12校 保育所、小中学校での交流促進
国際理解の推進	異文化への理解や認識を深める	海外での生活経験を持つ住民や在住外国人との交流	<ul style="list-style-type: none"> 国際交流活動団体会員数 100人 交流(海外派遣及び外国人受け入れ)人数延 50人
外国語活動推進	外国の言語や文化について理解を深める	外国語指導助手や外国語活動支援員による授業	<ul style="list-style-type: none"> 外国語指導助手授業数 年 500回 外国語活動支援員授業数 年 500回
人権啓発	性別、年齢、能力の違いなどにより不当な扱いを受けることのないよう住民意識の醸成	人権擁護委員による啓発活動 人権相談所の開設	<ul style="list-style-type: none"> 人権擁護委員による啓発活動 年 5回 人権相談所開設 年 4回
男女共同参画推進	性別に関わりなく人権が尊重され個性を認める住民意識の醸成	雫石町男女共同参画プランの進捗管理 講座やイベントへの参加促進、研修会開催	<ul style="list-style-type: none"> 委員会等の女性委員比率 30% 男女共同参画サポーター養成講座参加 年 3人
心の健康づくり	一人ひとりがかけがえのない大切な存在であることを認識し生命を尊重する	自殺予防啓発活動 自殺予防町民フォーラム ゲートキーパー養成講座	<ul style="list-style-type: none"> 中学校での命の授業 年 1回開催 自殺予防町民フォーラム 年 1回開催 ゲートキーパー養成講座 参加者 200人
児童生徒の心の問題のケア	いじめや問題行動の未然防止や心の問題のケア	スクールカウンセラーの設置 適応支援相談員の配置 教員や指導員の研修会 教育相談員による学習支援、電話相談、家庭訪問	<ul style="list-style-type: none"> スクールカウンセラー 1人 研修会 年 2回 不登校及び不登校傾向児童生徒出現率 小学校、中学校 県平均以下

1-3 互いに支え合い助け合う地域づくり

(1) 現状と課題

三世代家族や地域の中で自然に培われてきた「思いやりの心」が、近年は少子化、核家族化、個人重視の風潮などにより希薄化し、地域社会への関心や連帯感も希薄化しています。

また、子育てについて悩みや不安を持つ親や、若年層の離婚によるひとり親家庭、高齢者のみの世帯が増加しています。

住民、事業者、行政が連携し、互いに支え合い、助け合うことで、みんなが安心して暮らすことができる地域づくりを進める必要があります。

(2) 取組方針

お互いを思いやる心を育み地域で助け合う心を育みます

① 地域での「思いやり」を育む環境づくり

- ・地域全体で子育てを支援できるよう、みんなが子育て意識を持ち、気軽に声を掛けられる関係づくりに努めます。
- ・高齢者が安心して生活できるよう、地域全体で高齢者を支援し、声掛けなどによる見守り体制を整備します。
- ・住民、事業者、行政が連携しながら、民生委員・児童委員を中心として地域の中で互いに支え合い助け合う体制を整えます。

② 住民が交流できる場所づくり

- ・住民が交流でき、情報交換や課題を解決するために話し合える場を作ります。

(3) 主な推進事業

事業 (何を)	目的 (何のために)	手段 (どのように)	目標値 (H26~28) (いつ・どれだけ)
小地域活動	地域の中で互いに 支え合い助け合う	ふれあいサロン開設 地域福祉活動支援 見守り体制整備	・ふれあいサロン開設数 28ヵ所 ・地域福祉活動実施自治会数 74 団体 ・地域福祉活動マニュアルの作成・ 配布
地域コミュニ ティ形成推進	地域の中で互いに 支え合い助け合う	自治会の組織づくりと主体的 活動の支援	・自治会等登録団体数 74 団体 ・平均取組活動事業数 4 ・自治会等加入世帯数 5,545 世帯
地域福祉推 進	地域の中で互いに 支え合い助け合う	町社会福祉協議会事業の実 施 社会福祉協議会だよりの発行 地域福祉懇談会の開催	・町社会福祉協議会事業参加者数 年 24,000 人 ・社会福祉協議会だより発行 年 4 回 ・地域福祉懇談会参加者数 年延 410 人
ボランティア 育成	地域の中で互いに 支え合い助け合う	NPO法人、福祉ボランティア の育成・活動支援 ボランティアだより発行	・ボランティア登録者数 700 人 ・ボランティア団体登録数 74 団体 ・ボランティアだより発行 年 12 回
子育て支援	育児不安の解消と 子育て中の親子の 交流	子育て通信発行 親子参加事業開催(出前ひろ ば、育児講座、子育てフェス ティバル等) 育児相談 子育てサークルの育成支援 子育てボランティア養成講座 開催 保育士等を講師とした保育所 単位の講座	・子育て支援センター利用者数 年延 2,000 人 ・子育て支援センター相談対応率 100% ・子育てサークル数 2 件 ・育児講座実施保育所 6 か所
つどいの広場	子育て中の親子や 地域住民の交流	つどいの広場開放 各種講座等開催	・つどいの広場・多目的室利用率 年 47.2% ・開放日利用者数 年 1,730 人 ・講座等参加者数 年 50 人

基本方針 2

すべての人が参加しやすい社会をつくりま

2-1 住民の社会参加の促進

(1) 現状と課題

少子高齢化や核家族化、共働き家庭の一般化など、社会構造や住民の生活様式は大きく変わってきています。

町では住民みんなが主役のまちづくりを目指しており、多様化しているニーズに対応できる支援体制の充実や住民の行政に対する意見を反映し、すべての住民が社会参加しやすい環境と機会をつくる必要があります。

(2) 取組方針

住民が社会参加しやすい環境をつくり生活しやすい体制を整えます

① 女性・障がい者・高齢者・ひとり親家庭の社会活動参加支援

- ・母子保健や子育て支援体制を充実し、女性が安心して子どもを産み育て、働くことができる環境をつくりま
- ・障がい者が地域社会でいきいきと生活できるよう、自立、更生に向けた保健・医療・福祉体制の連携強化や地域活動などへの社会参加を促進しま
- ・高齢者が長年培ってきた知識、経験、技能を活かし、生きがいをもって社会貢献活動を行うことができる環境をつくりま

② 多様化しているニーズに対応できる支援体制の充実

- ・支援を必要としている人が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、支援サービスの充実や支援者（地域、ボランティア、関係機関等）の連携を図

ります。

- ・心身及び学習に障害のあると思われる児童生徒や、経済的な理由により就学困難な児童生徒の就学を援助します。

③ まちづくりへの住民参画の促進

- ・NPOや町民によるまちづくりを目的とした公益的活動団体が自立した活動をできるよう支援します。
- ・住民との協働によるまちづくりを進めるため、住民が行政に対して意見や提言をしやすいようにします。
- ・中高生が地域の一員として団体活動や社会活動に積極的に関わられるようにします。

(3) 主な推進事業

事業 (何を)	目的 (何のために)	手段 (どのように)	目標値 (H26~28) (いつ・どれだけ)
母子保健	女性が安心して子どもを産み育てることができる環境	各種健診、相談(ことばの相談等)、ママパパ学級、幼児教室 こんにちは赤ちゃん事業	・各種検診受診率 90% ・ことばの相談開催 年6回 ・心理発達相談開催 年6回
保育サービス	女性・ひとり親家庭の社会活動参加	保育所の運営 一時預かり、延長保育、休日保育、病児・病後児保育の実施	・保育所待機児童数 0人 ・保護者からの苦情件数 0件 ・事故発生件数 0件
放課後等の児童生徒の健全育成	女性・ひとり親家庭の社会活動参加	放課後児童クラブの開設 児童館の管理運営	・保護者からの苦情件数 0件 ・事故発生件数 0件
障がい者の自立支援	障がい者が安心して生活環境の確保	福祉サービスの利用推進 就労支援 障がい者虐待防止	・福祉サービス利用者数 110人 ・一般就労への移行者数 年2人 ・障がい者虐待 0件
障がい者の社会参加促進	障がい者の社会活動参加	各種障がい者団体への支援 県障がい者スポーツ大会等の参加推進、県障がい者文化芸術祭への出展支援	・スポーツ大会出場選手人数 年40人 ・芸術祭への出展人数 年5人

事業	目的	手段	目標値
高齢者の生きがいづくり	高齢者の社会活動参加	老人クラブ活動支援 シルバー人材センター活動支援	・1クラブ当り事業実施数 年 50 回 ・老人クラブ事業参加数 年延 10 万人 ・シルバー人材センター会員数 150 人 ・シルバー人材センター就労日数 年延 5,000 日
個別指導が必要な児童生徒の就学支援	心身及び学習に障害のあると思われる児童生徒の就学支援体制充実	就学指導委員会 年 3 回 専門員検査実施 就学に係る教育相談 学校支援員配置	・判定就学割合 100% ・ことばの教室修了割合 80% ・支援を要する児童・生徒のいる学校への学校支援員配置 100%
就学援助	経済的な理由により就学が困難な児童生徒の支援体制充実	医療費、学用品費、学校給食費等給付	就学援助費給付率 100%
高齢者の生活支援	高齢者が住み慣れた環境で生活できるよう支援体制充実	火災警報器、自動消火器等の給付又は貸与 生活支援事業 緊急通報体制等整備	・老人日常生活用具給付割合 100% ・生活支援事業利用者数 年 190 人 ・緊急通報への適切な対応 100% ・定期的な安否確認
権利擁護	判断能力が低下した高齢者や権利侵害が疑われる者の支援体制充実	権利擁護啓発活動 高齢者虐待相談 成年後見制度相談	・成年後見制度相談対応 ・高齢者虐待対応率 100%
高齢者・身体障がい者住宅改修補助	高齢者・身体障がい者が住み慣れた環境で生活できるよう個人住宅のバリアフリー改修	個人住宅のバリアフリー改修補助	・介護保険住宅改修 給付割合 100% ・障害者日常生活用具給付事業住宅改修 給付割合 100% ・高齢者及び障がい者にやさしい住まいづくり事業 年 3 件
住民との協働推進	まちづくりへの住民参画の促進	NPO講座開催 まちづくりコーディネーター養成講座開催 町政懇談会の開催 町政モニター・インターネットモニター活動 広報直通便等提言制度	・しずくいし住民活動団体連絡協議会加入NPO法人数 10 団体 会員NPO法人会員数 500 人 ・まちづくりコーディネーター養成講座受講者数 20 人 ・町政懇談会の開催 年 10 回 ・モニターからの意見 年 10 件
ジュニアリーダー育成支援	中高生の団体活動や社会活動への積極的な参加	ジュニアリーダーの各種事業への参加、活動 研修会	・参加・派遣決定事業数 年 15 件 ・事業参加者 年延 100 人 ・研修会等参加 年延 10 人 ・ジュニアリーダーズクラブ新規入会者数 6 人

2-2 誰もが楽しめる環境づくり

(1) 現状と課題

ユニバーサルデザインが息づく優しい町になるためには、住民の心に余裕があることが大切です。

イベントや文化芸術は、人と人との心のつながりや多様性を認めお互いを理解尊重しあうきっかけとなり、心豊かな社会の形成につながることから、子どもから高齢者まで、誰もが気軽にイベントに参加したり、スポーツや文化芸術活動等を楽しむことができる環境を整える必要があります。

(2) 取組方針

心の豊かさと生活の潤いをもたらすことができる環境を整えます

① イベントのユニバーサルデザイン化

- ・町が関わるイベントについて、企画段階から高齢者や障害者の意見を反映させ、誰もが参加できるようユニバーサルデザインに配慮したイベント運営を推進します。

② スポーツや読書に親しめる環境づくり

- ・子どもから高齢者まで多くの住民が個人の能力に応じて気軽に楽しめるスポーツ活動の機会をつくれます。
- ・心の豊かさを育むことができるよう、幼児期から読書に親しむことのできる環境をつくれます。

③ 文化芸術活動の推進

- ・伝統的な文化芸術を継承するとともに、より多くの人々が文化芸術にふれる

ことができるよう、文化芸術の鑑賞機会や学習環境を充実します。

(3) 主な推進事業

事業 (何を)	目的 (何のために)	手段 (どのように)	目標値 (H26~28) (いつ・どれだけ)
各種イベント のUD化推進	誰もが気軽に参加 できるイベント	企画段階でのUDへの 配慮 企画運営への住民参加	全てのイベントについてハード、ソフト両 面に配慮
生涯スポーツ	誰もが楽しむことが できるスポーツ活動 機会の確保	スポーツ、レクリエーショ ン行事の開催(野球・混 合バレー・ソフト・卓球 等、運動会、スポーツ体 験教室)	・参加者数 年 4,500 人 ・教室等実施回数 年 25 回
読書普及	読書に親しめる環 境づくり	おはなし会開催 ブックスタート 読み聞かせ・図書館支 援ボランティアの育成・ 充実	・おはなし会 各保育所(園)・小学校 1回/年以上 公共施設 24回/年以上 ・ブックスタート実施率 100% ・ボランティア研修の開催 1回/年以上
芸術文化学 習	文化芸術の鑑賞機 会の充実	ふれあい名画劇場、小 中学校芸術鑑賞教室、 文化講演会等の実施	・入場者数(全公演) 年 2,400 人 ・鑑賞者満足度 100%
文化財・歴史 民俗資料の 保護・普及	伝統的な文化芸術 の継承と学習環境 の充実	文化財の調査、指定 普及啓発事業(見学・講 習会等) 歴史民俗資料館の運営 (資料の館内展示、体験 学習)	・無形文化財芸能祭開催 年 1 回 ・文化財の普及啓発事業参加者数 年 50 人 ・資料館来館者数 年 2,200 人
生涯学習	豊かな心を育む学 習環境の充実	講座開設 事業開催	講座等参加者数 年 3,000 人

基本方針 3

すべての人が快適に暮らせるまちづくりを進めます

3-1 公共施設、観光・商業施設等のユニバーサルデザインの推進

(1) 現状と課題

雫石町では役場庁舎のカウンターや階段の手すり、エレベーター、トイレ、案内表示など、ユニバーサルデザインに配慮した施設改修に取り組んでいます。

また、健康センターなど新設公共施設についても、利用者の意見を取り入れながらユニバーサルデザインに配慮した施設整備を推進しています。

今後もユニバーサルデザインに配慮した改善、整備を進めていく必要があり、観光・商業施設など様々な人が訪れる施設についても、できるだけ多くの人に使いやすい施設に改善していく必要があります。

(2) 取組方針

ユニバーサルデザインに配慮した既存施設の改善及び新しい施設整備を行います

① 公共施設の点検、整備

- ・ 既存施設の点検及び改善箇所の検討を行い、計画的な改修を行います。
- ・ 利用者が快適かつ安全に利用できるよう維持管理を行います。
- ・ 新しく整備する施設は、構想・設計段階から多様な利用者から意見を求め、ユニバーサルデザインの考え方を取り入れた施設整備を行います。

② 観光・商業施設のユニバーサルデザイン化促進

- ・できるだけ多くの方が利用しやすいよう、施設改修やおもてなしの心でユニバーサルデザインの考え方にに基づいた施設となるよう指導助言します。
- ・ユニバーサルデザインに配慮した観光案内サインを整備し、観光客の利便性をはかります。

(3) 主な推進事業

事業 (何を)	目的 (何のために)	手段 (どのように)	目標値 (H26~28) (いつ・どれだけ)
既存公共施設のUD化	既存公共施設のUD化推進	施設のUD点検、改修	・改修箇所検討 ・施設改修
新設公共施設のUD化	新設公共施設のUD化推進	企画設計段階から多様な住民からの意見聴取	全ての新設施設に配慮
施設の安全な維持管理	快適で安全に利用できる施設づくり	施設の点検・補修 備品の整備・管理	苦情件数 0件
車いす対応車両の導入	役場設備のUD化推進	車いす対応マイクロバス導入の検討	導入検討
外国人観光客の受け入れ体制整備	全ての観光客の受け入れ体制を整える	外国語、食文化、習慣の違いなどについて学ぶ講習会 観光案内サイン整備	・H26 講習会 ・H26~28 観光案内サイン整備
商業施設のUD化	できるだけ多くの方が使いやすい施設への改善	商店街等へのUDの指導、助言 商店街UD点検	・指導、助言 随時 ・商店街UD点検 年1回
県条例に基づくひとにやさしいまちづくり	不特定多数の人が集まる公共的施設のUD化推進	新設の際「公共的施設整備基準」に適合した施設整備を推進	・公共的施設に関する届出制度の周知 ・公共的施設整備基準の遵守

3-2 誰もが快適に移動できる手段の確保

(1) 現状と課題

民間のバス路線が廃止された地区の住民や訪れる人、高齢者や障がい者など誰もが快適に町内を移動できるよう、あねっこバスをはじめとする公共交通やサービスによる移動手段の確保と利便性の向上を図る必要があります。

また、鉄道駅やバス停についても誰もが快適に利用できるようにする必要があります。

(2) 取組方針

誰もが快適に移動できるよう交通手段のユニバーサルデザイン化を行います

① 移動手段の確保と利便性向上

- ・あねっこバスや患者輸送バス事業等により、バス路線が廃止された地区への交通手段を確保し、移動の利便性向上を図ります。
- ・住民だけでなく町を訪れる人にも使いやすい公共交通となるよう、あねっこバスの使い方の周知を図るとともに利便性に対する満足度を高めます。
- ・遠距離通学（小学校 4km、中学校 6km 以上）の児童生徒の利便性向上を図ります。
- ・高齢者や障がい者が移動する際の利便性向上を図ります。

② 鉄道駅のユニバーサルデザイン化促進

- ・新幹線を利用する人もおり、利用者が多い雫石銀河ステーションについて、わかりやすい案内表示等、誰もが安全でスムーズな移動ができるようユニバーサルデザイン化を推進します。

(3) 主な推進事業

事業 (何を)	目的 (何のために)	手段 (どのように)	目標値 (H26~28) (いつ・どれだけ)
あねっこバス 運行	バス路線が廃止され た地区への交通手 段の確保と利便性の 向上	あねっこバス運行 停留所増設	・あねっこバス年間利用者数 26,400 人 ・不満足度(住民意識調査・各年) 25 件
患者等輸送 バス運行	高齢者等の交通手 段の確保	患者等輸送バスの運行	・利用者数 2,347 人 ・苦情件数 0 件
遠距離通学 支援	遠距離通学の児童 生徒の利便性向上	スクールバス(中学校 4 路 線、小中学校 4 路線) スクールバス対象外の児 童生徒へのバス定期券付 与 特別支援学級・ことばの教 室通級費支給	・スクールバス登校日等運行対応率 100% ・遠距離通学支給対象者支給率 100%
高齢者や障 がい者の移 動手段の充 実	高齢者や障がい者 の移動の利便性向 上	外出支援サービス	外出支援サービス利用者数 600 人
銀河ステーシ ョン UD 化	誰もが安全でスム ーズな移動ができるよ うにする	利用者ニーズ把握 改善の検討	苦情件数 0 件

3-3 安全で住み良い地域づくり

(1) 現状と課題

日常生活をする上で欠かせない道路は、これまで車道を中心とした整備がなされており、通学路に歩道が整備されていなかったり、老朽化により段差などの障害がある道路もあります。

地域の状況に応じた道路整備や、歩行者の安全に配慮し、誰もが安心して利用できる道路になるよう安全を確保する必要があります。

また、町民の防犯・交通安全に対する意識を高め、犯罪被害の防止や交通事故防止に取り組む必要があります。

(2) 取組方針

誰もが安全・安心に暮らせる町をつくります

① 安全で快適な道路網の整備

- ・道路整備を行う際は、地域の道路状況に応じた歩行空間の確保を行い、歩道を設置する場合には誘導ブロックの設置などによる車道と歩道の区別の明確化等に配慮します。
- ・誰もが安全、快適に道路を利用できるよう、道路の凸凹や道路側溝蓋による段差の改善、交通安全施設（道路反射鏡、赤色回転灯、街路灯等）の点検・整備を行います。
- ・国道や県道については、安全で快適な道路となるよう改良整備が必要な箇所については改善の要望をします。

② 防犯・交通安全活動の推進

- ・犯罪の起こりやすい環境の解消を図るとともに、防犯に対する意識を高め犯罪被害の防止に取り組めます。

- ・子どもや高齢者を中心とした実践的な交通安全教育を実施するとともに、運転者への交通安全啓発を行います。
- ・スクールガード等により、児童の通学の安全確保を図ります。

(3) 主な推進事業

事業 (何を)	目的 (何のために)	手段 (どのように)	目標値 (H26~28) (いつ・どれだけ)
道路整備	安全で快適な道路網の整備	道路整備計画に基づき安全に配慮した道路改良 町道、道路側溝等の維持管理 歩行者の安全に配慮した街路灯の設置	(町道) ・整備計画の優先度、危険度に応じ順次改良 ・随時道路損傷等補修 (県道) 県要望 (街路灯) 新規設置補助 随時
防犯交通安全施設整備	防犯・交通安全活動の推進	施設点検、危険箇所調査 信号・標識・カーブミラー等交通安全施設の整備 防犯街灯等の設置	・施設点検 年1回 ・施設の改善、整備
防犯・交通安全意識の向上	防犯・交通安全に対する意識を高める	啓発資材配布や地域安全運動等啓発活動の実施 防犯交通安全推進大会の開催 防犯交通安全標語・作文コンクール実施 保護司活動支援	・防犯資材配布 年 500 個 ・啓発運動実施 年 4 回 ・防犯交通安全推進大会参加者数 年 500 人 ・防犯交通安全標語・作文コンクール参加者 年 120 人 ・社会を明るくする運動啓発活動 年 4 回
交通安全教室	児童や高齢者の交通安全に対する意識を高める	交通安全教室の開催	・交通安全教室 年 20 回 ・交通安全教室参加者数 年 1,000 人
スクールガード事業	登下校時の児童の安全確保	スクールガードによる児童の登下校時の見守り活動	登下校時の事故発生件数 0 件

基本方針 4

すべての人がわかりやすい情報づくりを進めます

4-1 わかりやすい行政・観光情報の提供

(1) 現状と課題

町では広報誌やホームページ、行政区長を通じた文書配布等により、情報を提供してきましたが、町民から内容がわかりにくかったり、文字の大きさや配色により見えにくいという意見があります。

また、観光客も多く訪れることから、雫石町のことがわかる情報データベースや観光案内所、観光案内サインを整備し、誰にでもわかりやすく必要とされる観光情報を提供する必要があります。

(2) 取組方針

誰にでもわかりやすく必要とされる情報を提供します

① 誰にでもわかりやすく丁寧な行政情報の提供

- ・ 広報誌やホームページなど、子どもから高齢者まで、誰にでもわかりやすい情報発信を行います。
- ・ 役場窓口や総合案内において、わかりやすく丁寧な対応を心がけます。

② わかりやすく必要とされる観光情報の提供

- ・ 地域資源情報を集約・一元化し、これだけで雫石町のことが把握できる「おもてなしガイドブック」改訂版を作成します。
- ・ 観光客が利用しやすいパンフレットやマップを作成し、紙媒体だけでなくインターネットでもダウンロードできるように利便性をはかるとともに、外国語に対応した情報媒体の整備を進めます。

- ・既存のホームページ（観光協会や「雫石まちのたね通信」、「交流居住」等）の情報を拡充します。

（３）主な推進事業

事業 （何を）	目的 （何のために）	手段 （どのように）	目標値（H26～28） （いつ・どれだけ）
行政情報発信	行政情報を住民にわかりやすく提供する	広報しずくいし、町民カレンダーの発行・配布 町政ラジオ番組による町情報の発信 盛岡タイムスによる町情報の発信 町 HP・記者懇談会等による町情報の発信	・広報読者率 90% ・町 HP 月平均アクセス数 25,000 件 ・随時情報発信
行政情報の UD 化推進	行政情報を住民にわかりやすく提供する	広報・HP・公文書等の構成、配色、文字サイズ等アクセシビリティ（さまざまな閲覧環境への対応性）に配慮	全ての情報発信のUDへの配慮
窓口対応向上	来庁者へのわかりやすく丁寧な対応	職員接遇研修 フロアマネージャー わかりやすい窓口対応の実施	・職員接遇研修 ・職員の役場内業務の把握 ・わかりやすい申請書記入例の設置等窓口対応の向上
観光情報発信	わかりやすく必要とされる観光情報の提供	おもてなしガイドブック改訂版の作成 観光HP更新 観光パンフレット等の作成・配布 観光問合せ対応	・随時 HP 更新 ・わかりやすい観光パンフレットの作成 ・問合せの際の対応の向上
UD施設情報発信	訪問者に対する利便性の向上	町 HP 等による情報発信 観光ガイド等への掲載	・施設のUD状況調査 ・UD施設情報発信

4-2 災害時の情報伝達、要援護者対策

(1) 現状と課題

本町には活火山や地震断層帯が存在し、岩手山や駒ヶ岳の火山活動は沈静化しているものの噴火・地震が発生した場合は土砂災害の発生が懸念されます。また、多くの河川・水路があり、大雨による水害危険度の高い地域があるほか、急傾斜地などの土砂災害危険箇所が存在します。

東日本大震災や平成25年8月の大雨洪水災害では情報伝達体制が不十分となる問題も発生しており、障がい者や高齢者世帯はもちろん、誰もが災害に備え、災害が起きても安全に過ごせるよう対策をする必要があります。

(2) 取組方針

災害時に誰もが安全に過ごせるよう備えます

① 危険箇所の周知、防災意識の啓発と災害時の情報伝達

- ・ 町内の河川が氾濫する可能性のある場所について、土砂災害危険箇所と併せて住民への周知に努めます。
- ・ 災害に備えた訓練を実施し、防災意識の啓発を行います。
- ・ 災害時に必要な情報を的確に得ることができる手段を充実し周知します。

② 要援護者対策

- ・ 要援護者のリストやマップを作成し、地域ぐるみの支援体制づくりを行うとともに、情報を関係機関と共有し、情報伝達体制を整備します。

(3) 主な推進事業

事業 (何を)	目的 (何のために)	手段 (どのように)	目標値 (H26~28) (いつ・どれだけ)
防災体制強化	防災意識の啓発と災害時の情報伝達	危険箇所の周知 防災ラジオの配布 町総合防災訓練の実施 エリアメールサービスの利用	<ul style="list-style-type: none"> ・随時広報等による危険箇所の周知 ・防災ラジオ有償配布 1,500 台 ・町総合防災訓練 年1回 ・防災訓練参加者数 年 3,000 人
防災行政用無線	災害時の情報伝達	防災行政無線の維持管理・整備	<ul style="list-style-type: none"> ・随時災害注意喚起 ・防災無線使用不能回数 0 回
自主防災組織	災害時の要援護者支援	自主防災組織づくり 災害時要援護者支援台帳整備	<ul style="list-style-type: none"> ・自主防災組織数 74 ・災害時要援護者支援台帳整備率 100%

4-3 誰もが必要な情報を得られる環境づくり

(1) 現状と課題

高度情報化社会で様々な情報があふれ、必要な情報を入手することや信頼性のある情報かどうかを判断することが難しくなっており、また、携帯電話やパソコンといった情報通信機器の普及でインターネットにより情報を得る人が増える反面、情報通信機器を使えない人との情報格差が生じる恐れがあります。

情報を正しく見分け、判断し、利用する能力を身につける機会をつくるとともに、悩みや不安、生活課題への相談体制を充実し、できるだけ多くの人々が安心して生活できるよう取り組む必要があります。

(2) 取組方針

正しい情報を得られる環境をつくりトラブルの防止や早期解決に努めます

① 情報利活用の環境整備

- ・パソコンや携帯電話といった情報機器の操作方法の学習機会を提供します。
- ・視覚や聴覚、言語などの能力の違いや地域によって利用できる情報の差が生じないように、点字や音声案内、高速通信基盤等の環境を整えます。

② 情報提供によるトラブルの未然防止と相談体制の充実

- ・巧妙化し複雑化する悪質商法や詐欺などによる被害を未然に防ぐための啓発活動を行います。
- ・多様な悩みや不安、生活課題への相談体制を充実し、相談窓口を周知します。

(3) 主な推進事業

事業 (何を)	目的 (何のために)	手段 (どのように)	目標値 (H26~28) (いつ・どれだけ)
情報利活用 環境整備	情報通信機器 の操作方法習 得	パソコン教室、授業の開催 携帯電話教室の開催	・パソコン教室参加者 300人 ・携帯電話教室 年4回 ・パソコン活用授業数 20時間
点字・音声案 内環境整備	障がい者の情 報利活用環境 向上	日常生活用具の給付 補装具の給付 公共施設等の点字案内・ブロック の整備	・情報、意思伝達用具の給付率 100% ・点字案内・ブロックの整備検討
高速通信基 盤利用促進	情報利活用環 境向上	光ファイバー網の利用促進	光ファイバー接続率 50%
消費者支援	消費者トラブル の未然防止と相 談体制充実	消費者相談支援 悪質商法等トラブルへの啓発 救済制度の周知	・消費者トラブルによる被害者件数 年10人以下 ・消費者救済資金利用者数 年10件 ・各種出前講座の実施 年3回
心配ごと相談	心配ごとや法律 問題に対する 相談体制充実	心配ごと相談窓口設置 法律相談(総合相談)所開設	・総合相談所開設回数 年4回 ・相談者の解決への誘導率 100%
障がい者相 談	障がい者の相 談体制充実	専門の相談先の紹介 障害者相談員委嘱 相談支援専門員の配置	相談対応率 100%
民生児童委 員	地 域 の 中 の 様々な問題へ の相談体制充 実	民生児童委員研修会 民生児童委員による相談	・委員一人当たりの平均活動日数 120日 ・研修会参加率 80% ・民生児童委員の相談解決率 100%
児童家庭相 談	虐待ハイリスク 家庭の早期発 見・対応と相談 体制充実	児童虐待相談窓口での相談受 付 家庭訪問相談 地域協議会設置による児童に関 する情報及び支援策の共有 関係機関との連携強化による迅 速な対応	・児童虐待発生件数 0件 ・児童虐待再発件数 0件
健康相談	健康でいきいき した生活を送る ことができるよう 相談体制充実	健康相談 健康教育 家庭訪問	・健康相談 70回実施 ・健康教育 40回実施 ・家庭訪問指導率 80%

事業	目的	手段	目標値
地域包括支援センター	高齢者や家族介護者等が安心して生活できるよう相談体制充実	地域包括支援システムの運用 地域包括ケア会議の開催 相談受付、申請代行、連絡調整 介護支援専門員に対する指導・相談	・困難事例の解決率 80% ・問題対応・介入率 100%
農業指導センター	農業従事者の相談体制充実	起業家フォローアップ 農業情報の提供 研修会開催	・農産加工セミナー受講者数 年 15 人 ・新規起業家相談数 年延 10 人 ・既存起業家フォローアップ数 年 35 団体 ・新規起業家数 年延 3 人 ・農業指導センターだより発行回数 年 4 回